

環境と調和した農業の取組方針

県環境と調和した農業確立推進本部

地球環境問題や食品の安全性に対する国民の意識が高まる中、本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した生産活動、いわゆる環境と調和した農業を積極的に推進していく必要がある。

このため、農政部各課をはじめ、庁内関係課、関係機関・団体等と連携し、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に沿って、Ⅰ「環境と調和した産地づくり」、Ⅱ「環境と調和した畜産経営の実現」、Ⅲ「環境と調和した農業技術の研究開発・普及」の実現に向けた取組を展開する。

なお、環境と調和した農業の定着・拡大に向けて、各般の施策が総合的にかつ円滑に推進されるよう、この取組方針と併せて「健全な土づくりの指導指針」や「適正な農薬使用の指導指針」を作成する。

また、国においては、令和3年度に持続可能な食料システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしており、本年度、国が基本方針を策定することとしており、県、市町村は、その基本方針に沿って基本計画を策定する。

Ⅰ 環境と調和した産地づくり

環境と調和した産地づくりに向けて、健全な土づくりの推進と化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減や農薬・肥料等の適正使用、バイオマスの利活用の促進、産地への啓発活動及び消費者への理解促進を積極的に推進する。

1 健全な土づくりの推進と化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減

(1) 健全な土づくりの推進

各種施策や事業等を活用し、化学肥料の使用量の低減や良質堆肥の生産・利用を推進して健全な土づくりに努める。

具体的には、

- ① 土壌診断に基づく適正施肥の指導
- ② 土づくり研修会の開催
- ③ 堆肥コンクールの開催等を通じた良質堆肥の生産と活用の促進
- ④ 環境保全型農業直接支払交付金などの補助金等の活用
- ⑤ 各種補助事業を活用した土づくりの推進

などに取り組む。

(2) 有機農業の推進

令和3年3月に改定した「県有機農業推進計画」に基づき、有機農業者等への生産から販売までの様々な支援を通じ、有機農産物の生産体制の充実・強化を図り、有機農業の栽培面積の拡大や生産振興を促進する。

具体的には、

- ① 環境保全型農業直接支払制度による有機農業者への支援
- ② 有機農業者の団体等が行う規模拡大に向けた取組支援
- ③ 有機農業へのI PM技術の導入・促進
- ④ 有機農業推進研修会の開催

などに取り組む。

(3) I PMに取り組む品目および産地の拡大

化学合成農薬の使用量の低減を図るため、I PM企画推進チームの活動を通じて、県内のそれぞれの品目や作型に適合したI PM技術に取り組む産地の拡大をめざす。

具体的には、

- ① I PMに取り組む品目および産地の拡大を図るため、地域振興局・支庁を中心に、I PM実践指標を活用したI PM技術実証展示ほを設置・運営
- ② I PM研究会やI PM企画推進チームによる展示ほへの指導・支援及び指導者の育成
- ③ 情報の早期発信と共有を図るためのI PM情報ネットワークの運営
- ④ 農業者へのI PM技術の導入促進や消費者・市場関係者に対するI PMの認知度向上を目的とした「チーム・マモット」の積極的な活用

などに取り組む。

※ 「かごしまのI PM」PRキャラクター「チーム・マモット」（右記）を平成24年度に公開



2 農薬・肥料等の適正使用

(1) 農薬、植物・土壌活性剤等

病虫害発生予察情報等による適期防除の指導、「農薬使用の手引き」の活用により、化学農薬の無駄な使用をなくし、安心・安全な農作物の生産と周辺環境に与える影響の緩和を図る。

農薬販売業者へ農薬指導士の設置を促進することで、農薬使用者に対する安全な使用方法の的確な助言を行う。

また、農薬取締法に基づき、販売店に対する立入検査を実施し、農薬の適正な流通及び使用が図られるよう啓発・指導を行う。

(2) 肥料

令和2年4月に改定した「鹿児島県土壌管理指針」（土壌改良及び施肥改善指針（七訂版））を活用し、農家等への適正な土壌・施肥管理技術の普及を図る。

また、肥料取締法に基づき、肥料生産の登録審査や届出内容の確認等を通して肥料の品質を保全し、また、肥料生産業者や販売店に対して肥料の立入検査を実施し、肥料の適正な流通及び使用が図られるよう啓発・指導を行う。

3 農業用廃プラスチック類の適正処理

地域ぐるみでの回収、適正処理の徹底と再生利用に向けた取組の拡大・定着を図るため、「県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領（平成28年）」に基づき、関係者で構成する農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会による取組を推進する。

なお、平成29年12月末からの中国政府の廃プラスチック類の輸入禁止を背景に、生産者

の処理費用の負担が増えた地域も見られたが、引き続き、関係者間の連携を図り、資源の有効活用の観点から農業用廃プラスチック類の再生処理を基本に、適正な処理を推進する。

具体的には、

- ① 農業用廃プラスチック類の処理状況の把握
- ② 啓発資料配布等による周知の徹底

などに取り組む。

4 バイオマスの利活用の促進

平成29年3月に改定した「県バイオマス活用推進計画」に基づき、家畜排せつ物や焼酎かす等のバイオマス資源を良質堆肥や飼料へ活用するなど、現在行われている適正処理、循環利用を維持しつつ、経済性等も考慮した更なるバイオマスの利活用の取組を促進する。

具体的には、

- ① 県バイオマス活用推進計画の進捗状況の把握
- ② 先進事例等の情報収集及び提供、助言

などに取り組む。

5 産地への啓発活動及び消費者等への理解促進

産地ぐるみでの健全な土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減に向けた取組を拡大するため、環境と調和した農業生産技術の実証や地域の課題に対応した研修会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用して、産地への啓発や消費者への理解促進を図る。

具体的には、

- ① 「土づくり推進月間」や「農薬適正使用推進期間」の設定

土づくり推進月間	主要作物の作付け準備期の8月と2月
農薬適正使用推進期間	農薬の使用が多い6～9月までの間

- ② 環境と調和した農業推進研修会の開催
 - ③ 環境と調和した農業生産技術と実証活動
 - ④ 土づくり研修会の開催
 - ⑤ 堆肥コンクールの開催
 - ⑥ ポスターの掲示やパンフレットの配布等
- などに取り組む。

II 環境と調和した畜産経営の実現

将来にわたり本県畜産業が健全に発展していくためには、畜産経営に起因する苦情等に適切に対応することはもちろん、引き続き家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、その利用を一層促進して、地域環境と調和した畜産経営を確立することが求められている。

家畜排せつ物の管理及び有効利用にあたっては、県、市町村、畜産農家、耕種農家、農業関係団体その他の関係者が相互に連携を図り、以下に掲げる基本的な方向に基づく取組を推進して地域環境と調和した畜産経営の実現を図る。

1 家畜排せつ物の適正な管理

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任において、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律はもとより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法等の環境関連法令を遵守しつつ、経営規模及び立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設等を整備し、かつ適切に維持管理するとともに、常に家畜排せつ物を適正に管理する。

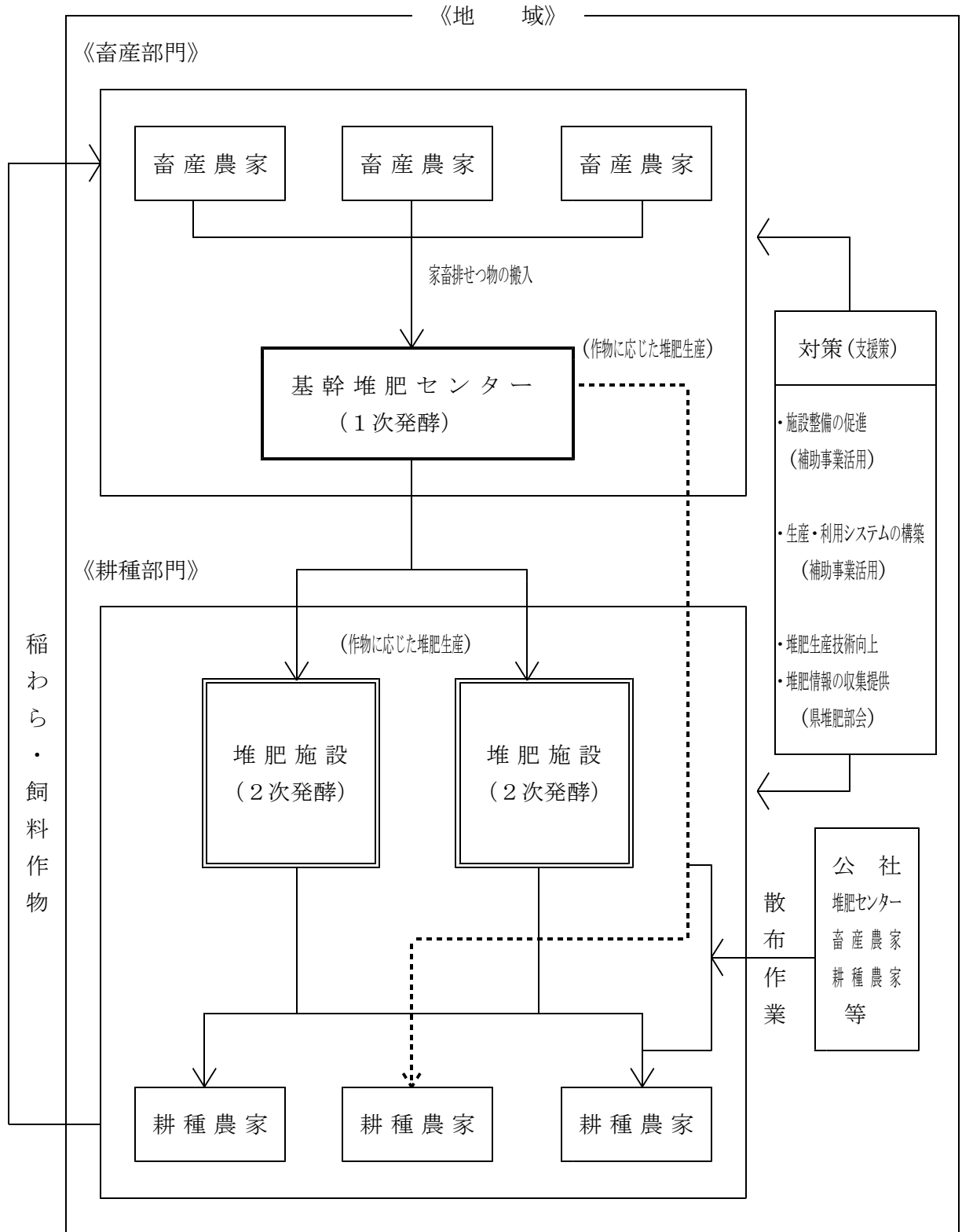
2 家畜排せつ物の有効利用

畜産農家は、生産した堆肥を農地へ適切に還元して自給飼料の生産等に利用するとともに、耕種農家等との連携を強化しながら、家畜排せつ物が貴重な有機質資源として有効に活用されるようニーズに即した堆肥づくりに努める。

3 指導体制等

県は、県域又は地域段階において、環境保全型畜産推進協議会を開催し、関係者と一体となった畜産環境保全対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、環境と調和した畜産経営の実現に向けて、必要な助成を行う。

(参考) 基本的な家畜排せつ物の処理及び利用体系



(注) 発酵過程は連続的なものであり、明確に区分することは困難であるが、ここでは、「タンパク質・アミノ酸等の成分の分解が進み、発熱による温度上昇を伴う段階」を1次発酵、「品温が低下した状況で難分解性のリグニン等の分解が進む過程」を2次発酵として、模式化してある。

Ⅲ 環境と調和した農業技術の研究開発と普及

慣行栽培から環境と調和した農業への移行を推進し、その裾野を拡大するため、化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減に必要な技術の開発を行う。

また、生産者からの要望等に沿った茶や野菜、果樹などの有機農業技術体系の確立等に向けた新たな研究に取り組む。

なお、県農業開発総合センターで新たに開発された技術等については、現地で実証展示ほを設置するなど農業者への早期普及定着に向けて、現地の実態に的確に対応した普及指導活動を展開する。

Ⅳ みどりの食料システム戦略について

国においては、令和3年度に持続可能な食料システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしており、本年度、国が基本方針を策定することとしており、県、市町村は、その基本方針に沿って基本計画を策定することとしたい。